

交付要綱新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）助成金交付要綱</p> <p>（制定）平成29年6月15日付29都環公総地第551号 （改正）平成30年8月6日付30都環公地温第695号 （改正）令和元年7月2日付31都環公地温第501号 （改正）令和2年3月31日付31都環公地温第2310号 （改正）令和2年11月24日付2都環公地温第1877号</p> <p>第1条から第20条まで（現行のとおり）</p> <p>（実績の報告） 第21条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第15号様式）及び別表第5に掲げる書類を公社に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の提出は、令和5年6月30日までに行わなければならない。</p> | <p>水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）助成金交付要綱</p> <p>（制定）平成29年6月15日付29都環公総地第551号 （改正）平成30年8月6日付30都環公地温第695号 （改正）令和元年7月2日付31都環公地温第501号 （改正）令和2年3月31日付31都環公地温第2310号 （改正）令和2年11月24日付2都環公地温第1877号 <u>（改正）令和3年11月24日付3都環公地温第1895号</u></p> <p>第1条から第20条まで（略）</p> <p>（実績の報告） 第21条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第15号様式）及び別表第5に掲げる書類を公社に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の提出は、令和5年<u>12月28日</u>までに行わなければならない。</p> |

第22条から第35条まで（現行のとおり）

附 則（平成29年6月15日付29都環公総地第551号）

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

附 則（平成30年8月6日付30都環公地温第695号）

この要綱は、平成30年8月6日から施行する。

附 則（令和元年7月2日付31都環公地温第501号）

この要綱は、令和元年7月2日から施行する。

附 則（令和2年3月31日付31都環公地温第2310号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月24日付2都環公地温第1877号）

この要綱は、令和2年12月8日から施行する。

第22条から第35条まで（略）

附 則（平成29年6月15日付29都環公総地第551号）

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

附 則（平成30年8月6日付30都環公地温第695号）

この要綱は、平成30年8月6日から施行する。

附 則（令和元年7月2日付31都環公地温第501号）

この要綱は、令和元年7月2日から施行する。

附 則（令和2年3月31日付31都環公地温第2310号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月24日付2都環公地温第1877号）

この要綱は、令和2年12月8日から施行する。

附 則（令和3年11月24日付3都環公地温第1895号）

この要綱は、令和3年12月7日から施行する。